

養蜂振興法施行細則及び広島県みつばち転飼条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年七月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第三十五号

養蜂振興法施行細則及び広島県みつばち転飼条例施行規則の一部を改正する

規則

(養蜂振興法施行細則の一部改正)

第一条 養蜂振興法施行細則(昭和三十二年広島県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

様式第1号 (第2条関係)

様式第1号 (第2条関係)

(略)

(略)

(1面)

蜜蜂飼育届

年月日

蜜蜂飼育届

年月日

広島県知事様

郵便番号  
住 所  
電話番号  
(※日中連絡が取れる番号)  
氏名又は名称及び代表者氏名

広島県知事様

郵便番号  
住 所  
電話番号  
  
氏名又は名称及び代表者氏名

養蜂振興法第3条第1項の規定により次のとおり蜜蜂飼育届をします。  
なお、個人情報の取扱いに当たっては2面の内容について、同意します。

養蜂振興法第3条第1項の規定により次のとおり蜜蜂飼育届をします。

- 1 (略)
- 2 (略)

- 1 (略)
- 2 (略)

(略)	(略)	(略)	前年から変更 (該当に○)	蜜蜂の種類 (該当に○)
(略)	(略)	(略)	有・無・新規	セイヨウミツバチ ニホンミツバチ
(略)	(略)	(略)	有・無・新規	セイヨウミツバチ ニホンミツバチ
(略)	(略)	(略)	有・無・新規	セイヨウミツバチ ニホンミツバチ
(略)	(略)	(略)	有・無・新規	セイヨウミツバチ ニホンミツバチ

(略)	(略)	(略)	備 考	
(略)	(略)	(略)	_____	
(略)	(略)	(略)	_____	
(略)	(略)	(略)	_____	
(略)	(略)	(略)	_____	

注意 (1)・(2) (略)

(3) 前年から変更欄には、新規の場合には新規を、継続の場合には前年から変更の有・無のいずれか該当する箇所を選択すること。ただし、昨年の届出内容が不明の場合は、未選択でも可。

(2面)

### 3 提出に当たつての留意事項

養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、都道府県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第8条第2項の規定に基づき、都道府県が蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

#### 【個人情報の取扱いについて】

##### ① 個人情報の利用目的

広島県は、養蜂振興法に基づく蜜蜂飼育届で得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等に基づき、適正に管理し、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）業務に必要な範囲内においてのみ利用します。

##### ② 個人情報の提供

広島県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しません。

・法令に基づく場合

・広島県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（国、市町村、他の都道府県、蜜蜂飼育者）及び関係機関等の協力が必要な場合

注意 (1)・(2) (略)

(3) ニホンミツバチを飼育する場合は、備考欄にその旨を記入すること。

様式第2号 (第2条関係)

(略)

(1面)

変 更 届		年 月 日
広島県知事様	郵便番号 住 所 電話番号 <u>(※日中連絡が取れる番号)</u> 氏名又は名称及び代表者氏名	
養蜂振興法第3条第1項の規定による届出事項を次のとおり変更したので同条第3項の規定により届出ます。		
なお、個人情報の取扱いに当たっては2面の内容について、同意します。		
(略)		

(2面)

○提出に当たつての留意事項  
養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、都道府県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第8条第2項の規定に基づき、都道府県が蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

【個人情報の取扱いについて】

① 個人情報の利用目的  
広島県は、養蜂振興法に基づく蜜蜂飼育届で得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等に基づき、適正に管理し、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）業務に必要な範囲内においてのみ利用します。

② 個人情報の提供

様式第2号 (第2条関係)

(略)

変 更 届		年 月 日
広島県知事様	郵便番号 住 所 電話番号  氏名又は名称及び代表者氏名	
養蜂振興法第3条第1項の規定による届出事項を次のとおり変更したので同条第3項の規定により届出ます。		
(略)		

広島県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しません。

・法令に基づく場合

・広島県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（国、市町村、他の都道府県、蜜蜂飼育者）及び関係機関等の協力が必要な場合

様式第3号 (第3条関係)

(略)

(1面)

蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

広島県知事様

郵便番号  
住 所  
通信連絡場所  
電話番号  
(※日中連絡が取れる番号)  
氏名又は名称及び代表者氏名

次のとおり転飼したいので許可願いたく養蜂振興法第4条第1項の規定により申請します。  
なお、個人情報の取扱いに当たっては2面の内容について、同意します。

(略)

注意 (略)

(2面)

**【個人情報の取扱いについて】**

① 個人情報の利用目的  
広島県は、養蜂振興法に基づく蜜蜂飼育届で得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等に基づき、適正に管理し、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）業務に必要な範囲内においてのみ利用します。

② 個人情報の提供  
広島県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しません。

- ・法令に基づく場合
- ・広島県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（国、市町村、他の都道府県、蜜蜂飼育者）及び関係機関等の協力が必要な場合

様式第3号 (第3条関係)

(略)

蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

広島県知事様

郵便番号  
住 所  
通信連絡場所  
電話番号

氏名又は名称及び代表者氏名

次のとおり転飼したいので許可願いたく養蜂振興法第4条第1項の規定により申請します。

(略)

注意 (略)

別記様式第七号の様式中「平段 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

(広島県みつばち転飼条例施行規則の一部改正)

第二条 広島県みつばち転飼条例施行規則(昭和三十二年広島県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。



改正後

別記様式第1号 (第2条関係)

第 号				
広島県みつばち転飼許可証 (略)				
(略)	左の場所の土地 管理者氏名	(略)	(略)	(略)
(略)				
____年 月 日				
広島県知事				印
注 (略)				

改正前

別記様式第1号 (第2条関係)

第 号				
広島県みつばち転飼許可証 (略)				
(略)	左の場所の土地 所有者氏名	(略)	(略)	(略)
(略)				
平成 ____年 月 日				
広島県知事				印
注 (略)				

様式第2号（第3条関係）

（1面）

広島県蜜蜂転飼許可申請書

\_\_\_\_\_年 月 日

広島県知事様

郵便番号 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

（※日中連絡が取れる番号）

氏名又は名称及び代表者氏名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

（法人にあつては、主たる事務所の所在地  
並びに名称及び代表者の氏名）

次のおり転飼したいので、広島県みつばち転飼条例第4条の規定により申請します。

なお、個人情報の取扱いに当たっては2面の内容について、同意します。

(略)	左の場所の土地 管理者氏名	(略)	(略)	(略)
(略)				

注 (略)

（2面）

【個人情報の取扱いについて】

① 個人情報の利用目的

広島県は、養蜂振興法に基づく蜜蜂飼育届で得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等に基づき、適正に管理し、養蜂の振興（蜂群の配置調整、

様式第2号（第3条関係）

手数料欄

広島県蜜蜂転飼許可申請書

平成 \_\_\_\_\_年 月 日

広島県知事様

（〒 \_\_\_\_\_）

現住所 \_\_\_\_\_ 電話（ \_\_\_\_\_ ）

（〒 \_\_\_\_\_）

申請者 転飼中の \_\_\_\_\_

連絡先 電話（ \_\_\_\_\_ ）

氏 名 \_\_\_\_\_

（法人にあつては、主たる事務所の所在地  
並びに名称及び代表者の氏名）

次のおり転飼したいので、広島県みつばち転飼条例第4条の規定により申請します。

(略)	左の場所の土地 所有者氏名	(略)	(略)	(略)
(略)				

注 (略)

蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）業務に必要な範囲内においてのみ利用します。

② 個人情報の提供

広島県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しません。

- ・ 法令に基づく場合
- ・ 広島県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（国、市町、他の都道府県、蜜蜂飼育者）及び関係機関等の協力が必要な場合

別記様式第三号の様式中「平成 年 月 日交付」を「  
交付」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の広島県みつばち転飼条例施行規則別記様式第一号によって交付された広島県みつばち転飼許可証は、この規則による改正後の広島県みつばち転飼条例施行規則別記様式第一号によって交付された広島県みつばち転飼許可証とみなす。